

横校労

2019年3・4月号

No. 515

横浜学校労働者組合

横浜市神奈川区西神奈川 1-3-6 コーポフジ 411
TEL 045-321-0512 ・ FAX 045-313-0031
郵便振替 00240-0-49078 印刷所 (有)ワコー TEL 045-370-3394

E-mail: union@yokokourou.jp
http://yokokourou.jp

隔月発行 1部 200円 年間 手渡し 1,200円 ・ 郵送 1,800円

目次

- 非常勤講師は2020年度より
「会計年度任用職員」へ移行! …… 平川 正浩 2
- 寛政中部分休業給与戻入問題 …… 枝川あゆみ 3
- 《連載》原発棄民に抗う③ …… 村田 弘 4
一判決は出た 「正義」も中ぐらいいなりハマの春一
- 福島原発かながわ訴訟判決に寄せて 岡 健朗 5
清水 郁子
- 次号連載のお知らせ
- 職場から …… 深澤由美子 6
- 読者の声
- 働き方はいろいろ …… 中島 佳菜 7
～子どもが生まれたら～
- ヒトゴトとジブンゴトとの間で揺れている
患者のことばから見える水俣病! … 田中 敏治 8



— 未だペーパーレス化は遠い学校現場より —

学校の風景

— 職員室アシスタントとの出逢い —

いつになつたら勤務時間外労働時間の四五時間以上通知がなくなり、年休を上手に使えるようになるのだろう。生徒指導や家庭連絡に日々追われているというわけではないし、小規模校ではないので校務が多いということでもないが、なぜか日々の業務は常に山積みだ。自分に言い聞かせた働き方改革は、今年度もことばだけの目標となり、終わりを迎えた。

それでも今年度はとても助けになる「職員室アシスタント」との出逢いがあった。本校では主に電話対応や印刷物、配布物の仕分けなどを担ってくださる。印刷物依頼の専用メモに、サイズや部数に印をつけて、原稿と一緒にお渡しする。近日中に使いたい授業プリントから、全校配布予定のものまでお願いしている。今までは、週末に気合いを入れて印刷綴じ込みする予定を立てていた類のものが、退勤時刻を過ぎ会議が終わって職員室に戻ると、それらが完了しているのである。有り難い。

また、授業の空き時間でこの仕事を片付けるぞ、というとき、電話対応が複数入ってくると、本当にストレスフルなのだ。しかしアシスタントの方が丁寧に電話対応をしてくださると、お任せできる安心感があり、仕事の手を止めに済む。

さらには本校のアシスタントは学校現場の経験者で、学校の現状を把握し、教員の働き方を深く理解し寄り添いながら務めて下さっていることが、何よりも心の支えになる。子どもとの関わり方や保護者対応の小さな悩みも、つい相談してしまう存在だ。それらの積み重ねが、気持ち的にも時間的にもより余裕をもって生徒と接することができたり、授業研究の時間に当てられると実感する。

しかし、学校によっては保護者がアシスタントを勤めている学校もあり、必ずしも現場経験者ではないとなると、なかなかお願いしにくいという声も聞く。業務内容は限られているので、サポートの限界があるのは当然だ。根本を変えるにはやはり教員定数増しかない。そこにはまだ時間がかかりそうなので、まずは一九時台以降の留守番電話設定を早急にお願したい。

非常勤講師は二〇二〇年度より「会計年度任用職員」へ移行!

二〇二〇年度より、非常勤職員が「会計年度任用職員」となることになりました。これは、「働き方改革」関連法の成立に伴い「有期雇用労働者の均等待遇規定を整備」することが義務付けられたことによるもので、公務員全般にわたる大きな制度の見直しになります。

私たちの学校現場では、非常勤講師、理科実験助手、学校図書館司書、職員室業務アシスタント等様々な非常勤職員が「会計年度任用職員」として一元化されることになりました。

臨時的任用職員や非常勤職員など非正規雇用職員は学校運営に不可欠な存在として、常勤職員と同様に様々な困難な業務に携わっています。しかし、賃金・休暇等あらゆる労働条件について低い条件を強いられ、何よりも雇用の不安定さが最大の問題です。従って、この「会計年度任用職員」制度の制度設計は「同一労働・同一賃金原則」に基づき、労働条件が改善されるものにしていかなければなりません。横校労は、「申し入れ書」を提出して、すでに市教委と数回に渡って交渉を行っています。

「会計年度任用職員」は条件付き採用/人事評価も実施/再度の任用は2回まで?

現在交渉中の主な項目を上げてみます。

- ① 任用は公募によるものとなりますので、ホームページ、ハローワークなどを介しての公募・選考が考えられます。しかし、連続雇用の場合はどうなるのでしょうか。国は公募によらない再度の任用については二回三年までとなっているようですが、「雇止め」のような状況を作ってはならない。
- ② 任用期間が短いにも関わらず条件付き採用期間を設けるとありますが、任用期間によっては必要無いのではないのでしょうか。
- ③ 人事評価を実施するとありますが、恣意的な評価をさせないためにも意義申し立て制度の確立は必要です。評価の次年度以降の任用・給与への反映についても問題があります。
- ④ 多岐に渡る非常勤職員をどのように区分し、それぞれの給与水準はどうするのか。また、期末手当が支給されますが、その支給月数についてはどうか。
- ⑤ 休暇・職免制度では、年休について付与単位が一日単位となっていて、時間単位で取得ができないとなっています。時間単位で雇用される「会計年度任用職員」こそ時間単位の年休取得権が必要でしょう。休暇についても、例えば有給であった生理休暇を無給にするとしており、こ

のような「切り下げ」については許すことはできません。

非正規雇用職員の雇用の安定、賃金・手当、休暇、社会保障の充実へ向け交渉継続!

横校労は、市費移管の交渉時には市教委の原案「年休の時間取得は5日以内」を教育現場の特殊性などを訴え、日数制限を無くさせる成果を得ました。今回の交渉でも、国の基準に対して横浜が優

位なものについては維持し、更により良い「会計年度任用職員」の労働条件確立に向けて交渉を継続していきます!

執行委員長 平川 正浩

2019年1月18日

横浜市学校労働者組合
執行委員長 平川 正浩

会計年度任用職員制度に対する申し入れ

会計年度任用職員制度の創設にあたっては適用される任用形態を含め、労働条件の改善につながるものとなるように求めます。つきましては、当面以下の申し入れを行います。

- 1 2020年度4月施行の改正地方公務員法等による「会計年度任用職員」の新設に向けた法改正は「同一労働同一賃金原則」の公務職場への適用が出発点である。従って、この原則に基づき会計年度任用職員の賃金・手当、休暇、社会保障の充実を進めること。
- 2 HPによる公募とあるが、そのような形態で募集人員があつまる見込みについてどのような展望をもっているのか。また、公募の時期は一定期間の限られた時期なのか、随時募集なのか明らかにされたい。
- 3 再度の任用については、同じ職員を雇用するのであれば毎年の試験や試用期間の設置は民間では違法である。「一定回数までは公募によらない再度の任用を認める」とあるがなぜ一定回数に止めるのか。所謂「雇止め」の状況にならないのか。明らかにされたい。
- 4 出産・育児、介護、健康維持に関する休暇の多くが無給となっている。それらを常勤職員と同様に有給とすること。職免についても同様に有給とすること。
- 5 人事評価については、恣意的なものにならないようにその規準を明確にし、本人への開示、不服申し立て期間の設置などの制度を構築すること。
- 6 勤務時間数の内、その勤務内容を遂行するにあたって必要な研修・準備等の時間を十分に確保すること。
- 7 現在の非常勤職員との対比が明らかになるような対象表をつくり明示されたい。

以上

横浜市教育委員会
鯉淵 信也 教育長

寛政中部分休業給与戻入問題経過報告

自分自身が納得をして 戻入手続きに入れるよう、 市教委に対応を求めたい

中支部 枝川あゆみ

申し入れに対する
不十分な回答

一二月に提出した申し入れ書に対し、一月に市教委より回答がありました。しかし残念ながら、内容は想像していた通りの不十分かつ納得のいかないものでした。以下に概要をまとめました。

・同じ理由により副校長が通常の勤務予定を「8時20分～16時50分」から「9時20分～16時50分」に変更した。

1. 部分休業申請について
・教庶務システムでの申請の必要性について、県費負担教職員のみ市費移管という制度変更の中で教職員一人ひとりまで浸透できず不十分であった。
2. 教庶務システム上のデータ修正について
・勤務時間と出勤時間の不整合によりエラーが生じていた。その状態では給与計算が行われないため、それを回避するため副校長が四月の出勤時刻を全て8時19分に打刻修正した。
3. 本件の責任の所在について
・市教委事務局では教庶務システムの運用に関し様々に周知に努めてきたが、今回このような事態が生じてしまったことから、市費移管という大きな制度変更の中で、結果として事務局による学校への周知が充分でなかったということも一因だと認識している。この点についてお詫び申し上げます。
4. 教庶務システム上の問題について
・再発防止に向けてシステムの改良や学校への情報提供等の更なる改善に取り組む。

管理職が管理責任を
果たしていない

回答書の中で市教委は、教庶務システムの運用について教職員へ周知不足だったと認め、謝罪しています。しかし、副校長が勝手に行った打刻修正、勤務時間の変更について、システムのエラーを回避するため行ったと説明するにとどまり、その責任について一切言及していません。また、副校長が行ったデータの改ざんによって本件過払いが発生しているにもかかわらず、副校長が過払いが生じると認識していたのかどうかという質問にも回答していません。さらに、校長は副校長の行為を全く把握していませんでした。これは明らかに労務管理を担う管理職が管理責任を果たしておらず、ひいては管理職を指導する立場である市教委の責任ともいえるのではないでしょう。

様々な手続きの丸投げ、
配慮に欠ける市教委の対応

この回答を受け取ってから、市教委から職場に何度も電話がありました。内容は戻入に伴い税金や子の保育料がどうなるのかについての説明、回答書に関する補足、戻入誓約書の提出を催促するものでした。税金や保育料の試算については何度話を

聞いても理解できず、さらには私自身が区役所へ出向いて確認するようにとまで言われました。戻入を迫られたうえ、それに伴う様々な手続きを自分でしろと丸投げするような態度は許せません。しかもこれらの電話は、勤務時間中の貴重な授業の空き時間、もしくは休憩時間にかかってきており、長い時には三〇分以上職員室の電話で話をするのです。非常にプライベートな事柄を職員室に同僚がいる中で話さなければならず、精神的にとっても苦痛で周りにも気を使わなければなりません。市教委は仕事のひとつとして行っていることなのでしょうが、私にとっては本当に気が重い事案であり、仕事中にそのような電話を受けると側に対する配慮に欠けているとつくづく感じていきます。

納得のいかないまま
サインはできない

私は納得のいく回答と謝罪なしに戻入はできないと何度も伝えていきます。それにもかかわらず、市教委は「申し入れに対しては丁寧に回答し、できる限り対応させていたたく」が、「申し入れは申し入れ、戻入は戻入として、早急に戻入誓約書を提出せよ」と迫りました。納得もいかないまま五〇万円の請求書

にサインをする人なんているのでしょうか。また、どうやって戻入と申し入れを別のこととして捉えろというのでしょうか。給与過払いが発生する原因を作った当時の副校長からは、未だに謝罪もなければ事情の説明すらありません。本当に人を馬鹿にしたやり方に腹が立ちます。

組合の存在は
とても大きな支え

給与過払いが発覚してもうすぐ一年になるうとしていきます。その間この件に関して色々な事実が明らかになり、内容のあまりのひどさに驚くばかりでした。また、教庶務システムの不備や市教委の不誠実な対応を、身をもって感じていきます。市教委との面談に際し、横校労組合員の同席を求めた際には、人権を侵害されるような言質もありました。また、個人の問題だから組合に話すことはない、と組合の申し入れをないがしろにされることも多々ありました。このようないやうなやりとりが日々続く中で、組合の存在はとても大きな支えとなっております。今後も組合の力を借りながら、きちんと自分自身が納得をして戻入手続きに入れるよう、市教委に対応を求めていきたいと思えます。

連載

原発棄民に抗う③

判決は出た 「正義」も中ぐらいいなりハマの春

村田 弘

避難先の借家。隣家の庭の梅は満開である。

福島原発かながわ訴訟の横浜地裁判決から二週間余。あの時、「法の庭」に咲いた花は、本当は何分咲きだったのだろうか、と思いつつ続けている。判決は、原発事故に対する責任を執行に否認し続ける国の主張を退け、東京電力と同等の賠償責任を認めた。集団訴訟で五度目の断罪である。損害賠償額も、国の指針を上回り、避難指示区域外の避難者への配慮も見せた。しかし、肝心の原発事故被害の根源にある放射線被ばくによる健康リスクについての判断は、「逃げ」という以外の何物でもなかった。判断の物差しは「一般社会人の社会通念」だという。

国・東京電力は「当然」と言わんばかりに控訴、私たち四九世帯・一四一人も応じた。舞台を東京高裁に移して、裁判は続く。被害者の梅の木に、実が実るのはいつなのか。

国の責任、司法判断は定着

争点の大きなポイントが国の責任。判決は、東電が西暦八六九年に起きた貞観地震を踏まえて福島第一原発に到来する津波の高さを試算した結果、「敷地高を超える可能性がある」と国に報告した二〇〇九年九月の時点で、国は東電に対して電源設備を移設するよう指示すべきであったのに、「これを怠ったと認定。国の判断には「看過し難い過誤、欠落があり、規制権限の不行使は許容される限度を逸脱して、著しく合理性を欠く」と厳しく指弾、東電と同等の賠償を

命じた。

東電については、これまでの判決と同様、「過失の有無にかかわらず賠償責任を負う」と定める原子力損害賠償法を適用すれば足りるとして、民法上の不法行為責任に基づく悪質性には言及しなかった。

しかし、五度にわたる司法判断によって、福島第一原発事故は国と東電による「人災」であることが、司法の判断として定着した。

笑顔が戻るには遠い賠償

もう一つのポイントだった賠償について判決は、「事故によって原告らの平穏に生活する権利、居住移転の自由や財産権、生存権などの権利が多様な規模・態様で侵害された」と指摘。地域の自然環境の中で、家族や職場、地域住民と助け合いながら精神的に満ち足りた生活を送る権利が、同時・包括的に失われたとして、「ふるさと喪失謝料」を明確に認めた。

そのうえで、国の原子力損害賠償紛争審査会（原賠審）が示している賠償指針を超える賠償額の支払いを命じた。また、避難指示区域内の賠償格差を是正し、避難指示区域外からの避難者に対する賠償額も上積みした。

これは、国が示している賠償の物差しが、被害の実態に合っていないことを指摘したことになり、評価される点だ。

しかし、具体的に示された賠償額は最低一八万円、最高四五〇万円の増額。「侵害された権利」の大きさ



全6分冊、1377頁、高さ15センチに及ぶ判決書

とはかけ離れ、被害者が笑顔を取り戻すには程遠いものだった。

被曝リスクの判断、肩透かし

原告弁護士団は、原発事故の最大の問題は、広島・長崎原爆の一八〇倍にもなる放射性物質の放出であり、これによる「被ばくの健康リスク」こそが被害認定の根本に関わるとして、主張・立証に全力を注いできた。全原告六一世帯の敷地内の空間・土壌線量を測定し、最新の科学的研究成果を示し、広島・長崎の原爆被爆者の医療にかかわってきた間問元（ききま・はじめ）医師を証人として、被ばくにはこれ以下は影響が及ばないという「しきい値」は存在しないこと、五〇年生きて受ける「生涯被ばく線量」が五〇ミリシーベルトを超えると、二〇〇人に一人の確率でがん発生の過剰リスクが生じることなどを立証してきた。

「社会通念」という魔法の杖
これに対し判決は、「健康で文化的な最低限度の生活を営む上で許容される限度を超える悪影響が惹起される場合は、放射性物質による健康被害におびえることなく生活する権

利＝平穏生活権、生存権、生命・身体の自由や居住移転の自由の権利侵害に含まれる」としながら、確たる根拠も示さず、「その程度を判断する要素として、放射線医学や疫学研究上の専門的知見は直接的な基準とはならない」とぼんやり切り捨て、「社会通念に照らし、一般人を基準に考える」とした。

これを前提に判決は、「放射線リスクの重大性の受け取り方は、個人の区々になる（人によってばらつきのある）ようなものでは足りず、放射性物質がコミュニティに与える影響は、地域の構成員に等しく影響するものでなければならぬ」とし、「放射性物質が地域に与える影響は、避難指示ないし要請の有無によって判断すべきである」と飛躍し、避難指示の線引きを容認する。

そればかりでなく、「実証できないリスクへの対処方法は、避難することも一策ではあるが、その他の対策（被ばくを最小限にするための服装、行動様式の工夫、放射線以外の発がん要因に対する留意等）を施すことにより、従前と同様の生活を送るといふ選択肢も考えられる」とまで述べる。

ここに見られるのは、科学、医学、疫学などの客観的な知見や、これまでの司法判断の積み重ねを排除した社会通念という「魔法の杖」を振りかざすご都合主義、独善的な姿ではない。

頼るものはこれしかない

一方で判決は、避難指示が出され

なかったいわき市、福島市、郡山市などからの避難者に対して、「放射性物質の有無は五感では察知できず、被ばくは数ヶ月以上で初めて症状が出ることも踏まえると、社会通念に照らし一般人を基準に考えれば、少なくとも『健康に影響を及ぼし得る放射性物質の飛来の可能性を否定できない状況』であることに変わりなかったというべき」という、持って回った言い方で「避難の相当性」を認め、賠償額を上積みした。

また、原賠審指針では認めていなかった子どもを養育する親についても、「子どもの健康を第一に考え、五感で感じられない放射性物質の降下に神経をすり減らし、恐怖を訴える子供に対して何ら説得的な説明もできないという状況に追い込まれていた」として、六〇万円の賠償を認めた。何と中途半端な「正義」か。

しかし、被害者にとっても、いま頼れるものはこれしかないのが現実だ。幾度断罪されようと非を認めず原発再稼働をもちろむ加害者、国・東電。

「復興」、「五輪」の掛け声の下、これに追従して避難者・被害者を追い詰める福島県……。原発被害者に本当の春が来るのはいつのか。「棄民」に抗う闘いは続く。

略歴
村田 弘(むらた・ひろむ)
朝日新聞社を定年退職後、故郷の南相馬市小高区で農耕生活中、福島第1原発爆発により横浜市に避難。国と東京電力の責任を明らかにし、生活とふるさとを奪われた損害の回復を求める「福島原発かながわ訴訟原告団」団長として横浜地裁で闘っている。1942年生まれ。

福島原発かながわ訴訟判決に寄せて

国民の認識が

問われている

二月二〇日横浜地裁で「福島原発かながわ訴訟」の判決があった。賠償金額の上積み面では問題は残るものの、東電だけでなく、国の責任も認めるなど、神奈川でも原告側の主張が認められた勝利判決だった。しかし、故郷に戻れなくなるという重大事故が起きたにも関わらず、被害者が裁判で訴えなければ、そして八年も経たなければ、責任が問われない企業と国とはどんな存在なのだろう。

三月三日のテレビNHKスペシャル「黒い津波」正体は？」は、黒い津波の正体が海底のヘドロが巻き上げられてのもの

紹介し、黒い津波は海水だけより一〇％重くなることで、被害を甚大にしたとの分析結果を報道していた。しかし、黒い津波のこれからの恐ろしさは今や重さだけでない。新たな津波が太平洋側を襲った時には、流出された汚染水を含め、放射能で汚染されたヘドロが巻き上げられ、海岸沿いを覆い尽くすのだ。

自民党・安倍政権に対し、「自民党なら経済成長も期待できる」「野党は外交問題が弱い」と、過去の支持をする国民が少なからず居る。しかし、経済成長は統計操作を弄しての見せかけだったし、「日本を取り戻す」と言いながら日米地位協定や沖縄の米軍基地の見直しもできず、その上、トランプ米大統領からノーベル平和賞推薦を請われればすぐに尻尾を振る始末。安倍政権の本質は国内だけの判断でできる原発の見直しもできない無能な政権なのだと思ってしまう。今年の選挙は国民の認識も問われている。

(東支部 岡 健朗)

被害者に 笑顔は戻ったか？!

二月二〇日、九時。福島原発訴訟判決の朝である。晴れ渡った横浜地裁前では、「くらしを返せ！ふるさとを返せ！」の横断幕を先頭に、原告団、弁護士、福島の方々などのパレードが始まった。華やかな楽団やたくさんの方々の支援者が「民衆の歌」と拍手でそれを迎える。

そして判決。「勝訴」「国の責任を5度断罪」「八分咲きなりー」などの垂れ幕が現れ、報告を受けた。果たして、「一人残らず笑顔を取り戻す」ことができたのだろうか。

【判決の主な内容】
*津波の予見可能性について
国は、二〇〇九年の東京電力の報告によって、福島第一原発に敷地高を超える津波が到来することを予見できた。これをもとに、電源設備を移設させれば、事故は避けることができた。
*損害賠償について
この裁判は、被害者一七

(大船支部 清水郁子)

五名が、ふたたび生活を立て直すために、完全な賠償を求めている。請求総額は、約五四億円。これに対し、判決は、一五二名に、約四億二千万円の賠償を命じた。今後の生活を考えれば、とても十分とは言えない。しかし判決では、自主避難者も、社会的要因を考えて慰謝料を認めるなどの配慮も見受けられた。

【今後のこと、そして私たちは?】
これから控訴審が待っている。闘いは、これからだろう。請求を棄却された方々、福島で、誹謗中傷の中で、子供たちを守ろうと必死で生きている人たち。理不尽ないじめにあって、「福島出身」と言えない子供や若者。考えればきりがない。国は、そのなかでも、オリンピックまでにと、被害者切り捨てを容赦なく続けている。

セシウム137の半減期は三〇年。あと二三年待たないと半分にもならない。精一杯努力しても命が足りないのだ。せめて、小さな志を結集して、次世代に、生きる希望をつなげたいと切に思う。

次号連載のお知らせ

村田弘さん連載の「原発棄民に抗う」は今号を持って連載終了となります。2015年5月発行の484号から今号まで計31回、4年の長期にわたる連載をしていただきました。本当にありがとうございます。

福島第一原発事故に対する戦いは今後も続いていきます。横校労は引き続き連帯を深めて戦いを進めていきたいと思えます。

次号より、画家の山内若菜さんによる作品紹介とそれに関連するコラムを連載する予定です。山内さんは2009年からロシアで文化交流の展示会を行うなど幅広く活躍されています。東日本大震災後、2013年から福島牧場を訪れ、そこに住む人の言葉を聴きながら「いのち」をテーマに作品を描き続けています。ご期待ください。



お知ろせ

福島へのオマージュ 海と山・山内若菜展

期：3月17日(日)～31日(日)
時間：11:00～18:00
会場：ギャラリー・スペースナナ
横浜市青葉区あざみ野1-21-11
休廊日：3/18、19、25、26

職場から

横浜はいつからこうなってしまったのだろう。

年々管理的になり、息苦しい職場になってしまった。良い方向に動いているところは一つもない。憤りを感じるばかりである。当初、名目だけのようには思われていた主幹制度。その主幹制度と管理職による評価がじわじわと、いや、急激に現場を締め付けている。当初から職員の分断を狙ったものと思っていたが、まさにその狙い通りになった。

校長という職に何の魅力も感じない私には（出世しても教員はたかだか校長とってしまう・・・）到底わからないが、権力意識を持った人には、主幹は魔力を持った地位なのかもしれない。一般職員を管理する権利でも持っているかのように、権力を振りかざそうとする。上から見下すように職員を評価し、滑稽なほどである。こそこそ話も大嫌いだである。

管理職による評価も、教員の自由に発言する意欲を失わせている。もともと付度好きで上のいう通りに動くことが得意な民族なのだろうか。自分の意見を言おうとしない。「職員会議は意見を言うてはいけない。」職員会議の場で主幹が言った言葉である。言論統制と受け取られる発言である。この発言を聞いた時、横浜の教育は終わったと思った。このような教育現場で、自ら学び 社会とながりに ともに未来を創る生徒を育成することができるのだろうか。ちゃんちゃらおかしいとはこのことである。

（中支部 深澤由美子）

組合にやる気出す人なんて全く見たことない

「横校労」の新聞、二、三年前から職場でもらって見るようになりまし。職場には浜高教の会報が職員室やら古紙回収やらに置いてあるので、たまに見てますが、それよりはましなことが書いてあります。私はそれなりの年齢のせいか、組合の役員にさせられそうで、余計な仕事も回ってくるので数年前、組合をやめました。誰もやりたくないの、管理職と仲良しの主幹が役員をやっているのは微妙な気もしますが、あれも最後は主幹だと断れないのかも。

組合、生徒会、親睦会など誰も役員も会員もやりたくないのに、会だけは続いていくのってちょっと変ですよ。みんな辞めないからですかね。横校労はこんな新聞出すくらいだから、やる気のある人が集まっているのでしょうか？この新聞をくれる人に聞いたら「そうでもない」って言ってました。が、謙遜なのか本当なのか。仕事にやる気出す人も最近見なくなりましたが、組合にやる気出す人なんて全く見たことありません。購読料はまだ払ってませんが、気が向いた時、新聞は読みます。

（40代 高校教員）

読者の声

隔月刊「横校労」を読んだの感想等がございましたら編集部まで是非お寄せください。

組合で「変形時間労働制」にNOを！

妻が教員です。横校労のニュースを読み、「変形時間労働制」についてよくわかりました。子どもを持つ教員はどのような対応になるのか、妻の勤務時間が長くなったら、その日の子どものお迎えは全部こちらにまわって来るのかと、不安が募りました。ぜひ、組合で戦ってほしいと思います。

（30代 団体職員）

横校労に入りませんか

職場でうまくいかないことがある…

管理職のやり方で困っている…

育短制度を運用したいけれどどうしたらいい…

勤務条件のことについてもっと知りたい…

横校労に相談してみてください。 電話やファックス、Eメールでも構いません。
ホームページもあります。「横校労ホームページ」で検索 組合費は月6000円です。



※ このコラム欄に質問や疑問がありましたら、いつでも編集部へメールしてください。

子どもが生まれたら

前回は、妊娠中の権利についてお伝えしました。出産休暇の後、育児休業を取る人がほとんどでしょう。多くの学校で育児休業中の方が複数いることと思います。1年くらいで早めに復帰する人、3年近く取る人といいますが、近年は、復帰後、時間外勤務を余儀なくされる現場を考え、育休を長く取る人が多いようです。

私は、育休を2年近く取りました。育休中は、学校とは流れる時間の速さが全く違う、ゆったりとした日常を過ごすことができました。子どもの存在が大きな喜びであると共に、ほぼ一人で子育てするお母さんの苦労や責任の重さ、孤独などを味わい、貴重な経験となりました。

いよいよ復帰の日が迫った時は、毎日、カウントダウンをして覚悟していました。覚悟以上に怒涛の日々が、始まります。下に育児に関する休暇・職免について示します。

| | |
|-------------|---|
| 育児休業 | 対象：3歳に満たない子を養育する職員 期間：養育する子が3歳に達する日（満3歳の誕生日の前日まで） 育休手当金：共済組合から給料相当額の50%～67%が育児休業手当金として支給 |
| 部分休業 | 対象：小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員 内容：養育する子が小学校就学の始期に達するまでの間で、勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日につき30分単位で2時間（育児時間又は介護時間を取得している場合は、育児時間または介護時間も含めて2時間）を超えない範囲で、必要な時間について勤務しないことができる。 給与：勤務しない1時間につき、1時間あたりの給与額が減額 |
| 育児時間 | 生後1年6か月に達しない子→ ① 1日の勤務時間が4時間を超える日及び育児短時間勤務職員等として勤務する日→1日2回又は1回120分の範囲内 ② ①以外の日→1日1回30分又は60分 |
| 子の看護休暇 | 12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子。 ① 対象となる子が1人→1休暇年度5日以内 ② 対象となる子が2人以上→1休暇年度10日以内（夫婦ともに横浜市職員の場合は、それぞれ上記の範囲内の取得可） |
| 男性職員の育児参加休暇 | 配偶者が出産する場合であって、当該出産に係わる子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する男性職員 →配偶者の出産予定日の8週間前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間内において、5日の範囲内の期間（付与単位は1日又は1時間単位） |

育児短時間勤務制度を使う選択もあります。

| | | |
|-------------------------|--|-------------|
| 対象職員 | 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員 | |
| 勤務形態 | 勤務日数・勤務時間 | 週休日 |
| | ① 週5日 1日当たり4時間 (週20時間) | 土日 |
| | ② 週5日 1日当たり4時間45分 (週23時間45分) | 土日 |
| | ③ 週3日 1日当たり7時間45分 (週23時間15分) | 土日と月～金のうち2日 |
| | ④ 週3日 2日：7時間45分 1日：4時間 (週19時間30分) | 土日と月～金のうち2日 |
| 給与：1週間当たりの勤務時間の長さに比例した額 | | |

育児短時間勤務を選ぶ人も増えてきました。しかし、後補充職員を確保することが難しい、後補充職員が非常勤講師の場合、校務分掌を割り振ることができないなどの問題も多く、改善されていません。

使いたい時に取得できる制度にしていく必要があります。学校で一人でも取得者があれば、後に続く人も増えていくでしょう。様々な働き方が認められる職場にしていきたいものです。

復帰後は、久しぶりの仕事と保育園への送迎、急な保育園からの呼び出しなどで、忙しくなります。子どもが病気の時は、配偶者と交代で休みを取ったり、祖父母に応援を頼んだりして、対応に追われます。病児保育を手配する場合もあるでしょう。

「子どもが病気の時くらい、仕事を休みたい。」というのが本音ですが、休みにくい状況もあると思います。小学校では、授業が始まると職員室にはほとんど職員がいないこともあり、補欠に入る人員が足りないと、悲鳴が上がることも。中学校では、子育て中は、特に部活指導の負担が大きいことでしょう。

育児だけでなく、自分の体調不良、介護などで必要な時に、休みを取れる職場環境であってほしいものです。そのためには、日頃からの職員間のチームワークが大切になります。必要な時には休み、お互いにカバーしあう職場をつくっていききたいですね。

(東支部 中島 佳菜)

新刊紹介

ヒトゴトとジブンゴトとの間で揺れている
患者のことばから水俣病が見える！

『みな、やっとの思いで坂をのぼる』
〜水俣病患者相談のいま〜 (永野三智著) を読んで



ころから刊 1800円

水俣病問題はまだ続いているんだ！二〇一八年の今も、切り棄てられた患者たちが苦しみながら我慢の生活を送っているんだ！という驚きがこの本を読み終わっての感想だった。

この本は、第1章・3章・5章・6章が患者相談、第2章は「私が学んだ水俣病の歴史」、第4章は「最高裁で勝訴判決を生み出した溝口秋生さんの闘いと、尊敬する方々の声と“生”を私なりに綴った文章」で構成されている。どの文章も理にはしることなく、てらゐも飾りもなく、率直で真摯な姿勢が伝わってくる・・・それは患者相談を受け続けてきた筆者から滲み出た語り口（文体）なんだろうと思われた。

〈Cさんは、一五歳で不知火海へ海へたから名古屋へ出て、必死で溶接を覚えたが、手の震えから三

十代で仕事を辞め、建設会社に就職した。子供時代、親は魚の行商をしていたため、売れ残った魚は全て食卓に上がり、どんぶりいっぱい、鍋いっぱい魚を食べた。結果、十代から頭の中にセミが四匹も五匹も住んでいるような耳鳴りに悩まされ、手にしびれや震えに悩んだ。仕事道具のハンマーがまともに打てず、字を書くことがどうしても恥ずかしい。(後略)これが二〇一八年の相談記録だということが信じられない。自分と同じ金の卵と言われた世代の多くは、中学を卒業すると集団就職で都市部に出て行った。その人たちが年を経て発症したり症状が悪化したりして、我慢しきれずに相談に来るといのは素直に納得できなかった。だが、東海地方など熊本や天草以外の場所で水俣病患者が存在することも、最高裁勝訴後に認定申請した人が六万五千人を超えるほどいたということも全く知らないことだった。私にあるのは『苦界浄土』と七十年代の本社前座りこみ闘争のイメージだけだった。

〈原因不明の中樞神経疾患は、当初伝染性の「奇病」とおそれられました。地元の熊本大学は「水俣

病の原因はチツソの有機水銀である」という見解を早期に発表しましたが、チツソや政府は日本化学工業協会や東京工業大学などから、より権威のある学者を動員して、それに反論します。原因究明は混乱させられ、患者とその家族の補償を求める運動はチツソの存在を脅かすと思えられませんでした」という文から、福島原発事故対応が思い出された。一貫して水俣病政策が患者・被害者を救うことより企業・チツソを存続させることに重点が置かれているのも同じだ。一斉検診が公的に行われず、本人が申請しない限り認定審査されないことなども三十数か所で見出されている福島原発被害者訴訟を連想させるものだった。

高齢化する患者さんに「水俣病のことを聞いていく」といことは、その人の人生に踏み込んでいくということと並大抵なことではない。それでも、やっとの思いで坂をのぼって相思社に相談に来る患者に寄り添い支えあっていたということに筆者が「まえがき」で「水俣病は決して教科書に書かれた歴史ではない。ひとりひとりの患者のなかに、そして水俣病を知った

私たちに、それぞれの水俣病がある。今を生きる私たちひとりひとりの日常は、近く、あるいは遠く、どこかで水俣病と接していることを伝えたい」と書いている。どこかで水俣病と接している実感は私にはまだないが、水俣病問題が現在も続いていると実感でき、それは福島原発事故事件の良きあるいは悪しき資料だということとはしっかりと実感できる貴重な本である。そんなこともあるのか、こんなことだったのかと読み続けてしまう本である。(中支部 田中敏治)

夏炉冬凧

2019年 1月

30日(水) 高校教庶務システム市教委 交渉

2月

1日(金) 中支部会

6日(水) もうひとつ研運営委員会

13日(水) 執行委員会

15日(金) 大船支部会

19日(火) 東支部会

20日(水) 福島原発かながわ訴訟判決

27日(水) 執行委員会

3月

6日(水) 会計年度任用職員市教委交渉 執行委員会

20日(水) 執行委員会

30日(土) 定期大会

編集後記

* 先日、五年前に中学校を巣立った現在二〇歳の元生徒らと再会する機会があった。成人し、それぞれ大学生や専門学校生、社会人など、当時とは違う悩みを抱えながらも自分の道を進んでおり、その成長を嬉しく思った。その子らが二年生の途中に、私は半年間育児休業をとった。当時生徒には自分の思いを丁寧に説明したつもりだったが、やはり当時まだ中学生のその子らにとっては驚きとなぜ?という気持ちだったという話を聞いた。しかし、今になってはとも納得ができる、とも。そして、半年後学校に復帰した私の態度がとも優しくなっていて、中学生ながらに「子供と一緒に過ごす人間穏やかになるんだなあ、子供ってすごいなあ」と思っていた、とも・・・

教員は教科指導や学級経営、部活動と様々な場面で教員として生徒のためにと頑張っているが、もっと人間的な部分で、人間としてどう生きているかということこそ実はよく見られているのだなあと改めて実感し、襟を正す思いをしたのだ。

(n)